

会 議 録

〈 2 0 2 6 年度 愛知県入札監視委員会第 1 回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2025年度第4四半期における発注工事について総務局、県民文化局、企業庁、農林基盤局、建設局、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
(建設局の一般競争入札の不調について) ・一般競争入札の不調について、全く参加申込が無かったが、原因は何か。	・技術者不足が原因と推測される。
(スポーツ局の随意契約について) ・改修工事等で元々の契約があり随意契約を行うこともあるが、工事名を見た限りでは一般競争入札でも発注可能な工事に見える。随意契約としている理由は何故か。	・今回随意契約を行った工事は、愛知県武道館及び愛知県総合射撃場における工事だが、両施設とも長寿命化改修工事を実施中であり、長寿命化改修工事に影響のないように関係業者に発注したもの。
(建設局の指名停止について) ・東三河建設事務所発注工事の事故を原因として指名停止した業者に対し、著しく安全管理義務を怠ったと判断されたのはなぜか。	・チェーンソーを利用する際の安全管理が不適切であったことや、同種事故の再発であったためである。
(企業庁の入札不調・不落について) ・同じ工事が2回続けて不調となっているが、不調の理由は何か。	・1回目の一般競争入札では、予定価格超過のため辞退された。2回目の指名競争入札では、技術者不足により辞退されたと思われる。
・次回、3回目の発注では、不調とならないように、何か工夫するのか。	・分離発注や入札参加条件の見直しを検討している。
・1回目は、予定価格超過による辞退ということだが、3回目の発注は、予定価格を上げるのか。	・分離発注や入札参加条件の見直しにより、参加者が増えるようにしたいと考えている。

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、1月から3月までの発注工事について、7局庁等の発注工事の中から、企業庁、都市・交通局、警察本部の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○幸田浄水場急かくポンプ設備更新工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
・ 1回目と比較すると、2回目は、予定価格がほぼ2倍になっているが、なぜか。	・ 本工事では、機器費を見積徴取により積算しており、機器費は予定価格に占める割合が大きいと、見積価格が予定価格に影響する。今回発注するポンプは、「急かくポンプ」であり、「急かくポンプ」を設置している浄水場は非常に少ないことから、1回目に見積を徴取した際に、見積業者が現場条件を見誤ったため、1回目の見積単価が著しく低かったものと思われる。2回目は、再度見積徴取した結果、適切な見積単価を徴取でき、その結果、予定価格が適切な水準になったものと考えている。
・ 1回目、2回目とも、一般競争入札だが、機器自体は、どの業者でも調達できるのか。	・ 所要の能力をもった製品を購入すれば良いので、どの業者でも調達できると思われる。
・ 7ページの、設計金額を見ると、機器単体費だけで、ほぼ1回目の予定価格相当の金額であるが、1回目の見積もりが安すぎたから、このような金額になっているのか。	・ 本工事のポンプは、設置している浄水場が非常に少ない方式のポンプであり、愛知県では、11浄水場のうち、2浄水場のみである。そのため、本工事のポンプは特殊な配慮が必要なポンプであるということが、見積業者に十分理解されず、1回目の見積金額が著しく低くなったと考えられる。
・ 1回目の設計書を決裁したときに、機器の見積金額が安すぎることに気づけなかったのか。	・ 1回目、2回目とも、ポンプの仕様は、横軸片吸い込み単段渦巻ポンプでという仕様であり、1回目も、この点で間違いはなかったため、決裁時には気がつかなかった。1回目は、ポンプの中の構造が、この現場で安定して継続運転できるものであるか、という点を見積業者が見誤っていたものと思われる。
・ 見積業者と落札業者は同じなのか。	・ 見積はポンプメーカーから徴取している。今回応札した業者は、メーカーではなく、設備の工事やポンプメンテナンスを行う業者である。
・ 見積業者と落札業者は、特に関係は無いということか。	・ 落札業者は、ポンプを自社で作っているわけではないので、見積業者と直接関係はない。
・ 1回目が一般競争入札で不調となった場合、2回目は指名競争入札にする場合もあるが、今回、2回目も一般競争入札とした	・ 2回目は、参加者を増やすために、入札参加資格の条件を広げ、下水道施設のポンプ設備設置工事の実績を追加した。1回目と同じ

理由は何か。 ・更新工事ということだが、既設ポンプと全く同じ仕様のポンプを見積徴取していれば、1回目に見積金額が安すぎた、ということにはならないと思われるが、既設ポンプと仕様を変えて、見積徴取したということか。 ・2回目に見積徴取したポンプの仕様は、1回目に徴取したポンプの仕様とは、大幅に違っていたのか。 ・既設のポンプは、何年くらい使っているのか。 ・25年前のポンプの技術と、現代の技術は大幅に変わっているのか。今後、さらに価格が変わっていく可能性はあるのか。 ・抽出事案説明書に、「請負率が高いのは、機器費を参考見積により予定価格を算出していることが要因」、とあるが、1回目と2回目では、別のポンプメーカーから見積をとっているのか。 ・機器費は公表されないと思われるが、入札額と予定価格がほぼ同額となるのはなぜか。 ・ポンプメーカーは、日本で数社しかないのか。 ・1回目は、5社とも安い金額で見積が出てきて、2回目は、安定性の工夫を求めた結果、2倍程度の金額の見積もりが出てきたということか。	く、一般競争入札であるが、予定価格と入札参加資格の両面で改善して発注した。 ・既設ポンプの仕様と、発注したポンプの仕様は、どちらも、横軸片吸い込み単段渦巻ポンプという点では、仕様は変えていない。ただ、狭い池の中で、水を回転させて攪拌するという目的のポンプであり、水が河川からの原水のため、大雨が降れば泥水になるという環境で、常時、連続して運転しなければならない、という条件をクリアできるポンプである必要がある。1回目に見積徴取した時にも、そういった使用目的を明示して、見積を徴取していたため、仕様が間違っていたわけではない。 ・基本的な構造は同じだが、ポンプの中の構造に工夫が必要で、それが無いと安定して運転できない。1回目の見積では、その工夫が見落とされていたと考えている。 ・企業庁では25年を利用年数の目安としており、今回のポンプについても、25年は超えている。 ・25年前と比べ、ポンプの基本的な構造は変わっていないと思われる。 ・1回目、2回目とも、同じポンプメーカーから見積をとっている。 ・応札の際に、業者は、企業庁と同様に、ポンプメーカーから見積を徴取していると思われるため、ほぼ同額になるのではないかと考えられる。 ・今回5社から見積徴取しており、少なくとも、それ以上はあると思われる。 ・1回目は、業者の理解不足により、安い金額の見積が出てきたが、2回目は、本来必要な性能のポンプの見積を出していただいた結果、2倍程度の予定価格となったものと考えている。
--	---

○三河港改修工事（統合補助）岸壁補修工事（その２）（週休２日）【都市・交通局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
・各事案で指名業者が類似しているが、入札の適正さは確保されているか。 ・比較対象事案３のみ指名業者数が少ないが、なぜか。 ・抽出事案と比較対象事案３の入札日を同日にしたのはなぜか。 ・各事案で落札者が同一であるが、競争性は働いているのか。 ・難易度が高い工事とのことだが、落札者以外は入札できる条件だったのか。 ・抽出事案について、工事に先立ち診断はあったのか。 ・同一の岸壁を分割して発注したのはなぜか。 ・年度末を理由に応札が少ないと分析されているが、発注時期を早めることはできなかったのか。	・潮水の影響を受ける海での工事における実績や、矢板工事への精通度を加味した結果、指名業者が類似した。 ・発注金額を加味した結果である。 ・年度内の発注を行うために発注時期を考慮したためである。 ・今回抽出された事案については同一の業者が落札しているが、同一地域の案件において他社の落札もあり、競争性は働いているといえる。 ・他の業者でも入札は可能だと考えているが、発注時期が年度末であることや、難易度の高さ、技術者の数などを考慮した結果、辞退業者が増えたものと考えられる。 ・診断をしたうえで発注している。 ・予算や損傷の程度を考慮し、優先度が高い順に発注している。 ・関連工事の完了を待ったため、発注時期が年度末になった。

○信号灯器改良 LED 化工事第７次【警察本部】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
・第３次が不調となり第７次で工期が短くなったため、工事を減らし機種数も減ったが、標準価格で予定価格を出しているということではよろしいか。 ・減らした工事は今年度実施するのか。 ・第３次の不調理由が最低制限価格を下回ったからだとかかっていたと思うが、第７	・第三次と変わらず標準価格で予定価格を出している。 ・今年度実施予定である。 ・聞き取りは実施していない

次で再度下回った 2 社に対して聞き取りをしたか。 ・ 2 回とも最低制限価格を下回することは、よくあることなのか。 ・ 信号 LED 化の期限は決まっているのか。 ・ 減らした工事は今年度も発注していくのか。 ・ 電柱や支柱など既設のものを利用するから工事が改良となっているのか。 ・ 電柱は警察のものではなく電力会社のものなのか。 ・ 電力会社などの電柱を改修するとなった場合は信号灯器を外して、付け直すのか。 ・ 他社の電柱の耐用年数で調整はするのか。 ・ 電柱に付けてすぐに付け替えるといった無駄は発生していないか。	・ 下回ることはあまりないことである。 ・ 令和 9 年に蛍光灯の販売が終了となる。メーカーの在庫がなくなるまでに LED 化を完了する。 ・ 今年度も発注していく予定である。 ・ 柱などはそのまま使用し、変えるのは信号灯器である。 ・ 電柱は警察独自のものもあるが、中電、NTT のものもある。 ・ 劣化といった理由で電柱の改修がある場合は、移設という工事で予算執行し、付け直している。 ・ 調整はしないが、事前に建替えの連絡が来るため、そこに向けて調整して工事を行っている。 ・ 亀裂が入っていないかなどの調査を事前に行っているため、そのようなことはない。
--	---

【検討結果のまとめ】

委員会としては今回検討した各事案について特に意見を申し上げることはないが、見積徴取をする場合、特に設備更新工事において条件等を整理したうえで適正な発注につながるよう努めていただきたい。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について